

企業の健全な事業活動を

法で支えるための情報発信

弁護士法人
UH 宇都宮東法律事務所

代表弁護士
伊藤 一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第17号

～労働時間の該当性とは？労働時間該当性に関するイケア・ジャパンの例～

目次

【①最新労務トピックの解説】

～労働時間の該当性とは？労働時間該当性に関するイケア・ジャパンの例～

【②12月開催セミナーのご案内】

【③11月開催セミナーのご案内】

【④当事務所の活動実績 Vol.1】

【⑤当事務所の活動実績 Vol.2】

【⑥編集後記】

①最新トピックの解説

～労働時間の該当性とは？労働時間該当性に関するイケア・ジャパンの例～

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

今回は家具小売大手「イケア・ジャパン」が従業員の着替え時間を労働時間とみなさず、賃金を支払っていなかった問題を取り上げます。

イケア・ジャパンは2006年の開業以来、従業員の制服への着替え時間について賃金を支払っておらず、それを受けて2023年9月からルールを変更し、着替え時間を一律5分と設定し、出退勤で計10分間を1日の労働時間に含めることとしました。しかし、8月以前の着替え時間に対する賃金については支払いに応じておらず、9月に結成された労働組合「IKEA Japan Union」が団体交渉による未払い分を請求している状況となっております。

今回は従業員が制服へ着替える時間が労働時間として認められることがポイントの一つとなっておりますので、労働基準法における「労働時間」の適用範囲についてお伝えいたします。

皆様の職場において、本来は労働時間に該当するが、除外した時間による賃金の支払いを行っていないかどうかご確認いただけますと幸いです。

◆ 労働基準法における労働時間の定義

労働時間とは、“労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間”を指しており、また使用者はその時間に対して賃金を支払う義務があります。したがって、労働時間に該当するかどうか、という判断軸は会社の指揮命令下であるかということになりますので、就業規則上定められている時間よりも前に出勤する必要がある場合（例えば朝礼等）は労働時間に該当します。

また、労働時間に関して主に5つのルールが存在します。

- ・ 所定労働時間は1日8時間、週40時間まで
- ・ 36協定ができなければ残業をさせることはできない
- ・ 残業時間には上限が規制されている
- ・ 長時間労働である場合は安全配慮義務が発生する
- ・ 企業には労働時間を客観的方法で把握する義務がある

改めて皆様の職場でこれらが守られているかどうか確認されてはいかがでしょうか。

◆労働時間に関する裁判例

従業員の着替え時間が労働時間に見なされる旨をお伝えしておりましたが、他にも労働時間に当てはまるかどうかについて争われた裁判があります。労働時間に当たるという判決が出たケースをご紹介します。

- ・ 製造業において技術面で問題がある従業員に対して、就業時間外に月1回、指導内容の振り返りの機会を与えるために設けられた勉強会の時間
- ・ 運送業における始業前あるいは終業後の点呼時間
- ・ 通常勤務が実態化していた病院の宿直勤務
- ・ 会社に集合した後に資材等を積み込み、現場に向かう場合の会社から現場までの移動時間

これらのケースに共通する指標としては、使用者から義務付けられまたはこれを余儀なくされていたか、という点が挙げられます。また、労働時間と認められるためには、要した時間が社会通念上必要と認められることも必要です。

◆おわりに

いかがでしたでしょうか。

今回は労働時間にフォーカスした内容とさせていただきますが、一番のポイントは使用者が適切な労働時間の管理をすることです。

労働時間の管理を適正に行うことができない場合は、残業代請求のリスク、労働基準法違反のリスクが高まることが懸念されます。

もし、現在の労働時間の管理方法についてご不安がある場合は弊所までご相談ください。

② 12月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

弁護士法人宇都宮東法律事務所&ウェルネス・メンタルヘルス研究所 共催

経営者・人事担当者さま対象無料オンラインセミナー

90分
丸わかり!

弁護士とヘルスコンサルタントが教える

従業員の離職を防ぐための 健全な組織風土づくり

～心理的安全性の高い職場づくりのポイントを徹底解説～

[セミナーのお申し込みはこちら](#)

【セミナー概要】

- テーマ：従業員のメンタルヘルス対応
- 日時：2023年12月7日（木）14:00～15:30
※13:50より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）
- 参加費：無料
- 講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星、ウェルネス・メンタルヘルス研究所 代表 保健医療学博士 藤田 京子

【セミナー内容】

企業において、人材の定着は共通の課題であると言えます。メンタルヘルス不調などを原因とした離職・退職者を減らすには、前向きな組織風土づくりや、企業側の労務サービスの充実が必要です。従業員が健全に働くことのできる職場環境を整備することが、結果として企業のブランディングや人材採用・定着・生産性向上にもつなげることができます。

そこで今回、栃木県内を中心にメンタルヘルス分野で活躍されているウェルネス・メンタルヘルス研究所と、使用者側の弁護士として労働問題にも精通している弁護士法人宇都宮東法律事務所にて、共同でセミナーを開催させていただくことにしました。

栃木県内の経営者さまでもお悩みの方が少なくない、従業員が定着する組織風土の作り方や従業員を守るための労務制度を中心に90分で分かり易く、解説いたします。**無料・オンライン**でご参加可能ですので、この機会に是非ご参加ください。

セミナーのお申込みはこちら

③ 11月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

企業法務に強い弁護士が解説！

労務問題対応解説セミナー

残業代請求対応のポイント

2023 **11/29** (水)
15:00 – 16:00

参加無料

オンライン開催



弁護士
伊藤一星



弁護士
石塚惇史



弁護士
大熊拓亮

セミナーのお申込みはこちら

【セミナー概要】

- テーマ：残業代請求対応
- 日時：2023年11月29日（水）15:00～16:00
※14:45より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）
- 参加費：無料
- 講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星、同弁護士 石塚 惇史、同弁護士 大熊 拓亮

【セミナー内容】

今年4月には中小企業含め、月60時間を超える時間外労働に対して支払う割増賃金が従来までの25%から50%の割増率に引き上げる法律が施行され、運送業におい

ては2024年4月から時間外労働時間の上限が「年間960時間」に設定されます。
さらに、労働者側の権利意識の高まりを受けてか、企業が未払い残業代を請求されるケースが増えています。
そこで今回は、労働者から未払い残業代の請求を受けた企業がどのように対応すればよいか、弊所の弁護士が解説します。「残業代を請求する従業員の傾向と対策」や「残業代請求に関する近時の裁判例の傾向と経営へのリスク」について、60分で分かりやすくお伝えします。**無料・オンライン**でご参加可能ですので、この機会に是非ご参加ください。

セミナーのお申込みはこちら

③当事務所の活動実績 Vol.1

【一般社団法人 弁護士EAP協会 L-EAPの活動】

「【人を大切にする経営学会】メールマガジン 第455号」の巻頭言に弊所代表の伊藤一星弁護士が「EAPを通じた従業員満足度の向上～弁護士が身近な社会の実現を目指して～」と題したコラムを寄稿いたしました。

弊所では、地元企業の従業員の法的課題を解決して従業員のワークエンゲージメントの向上に貢献するとともに、弁護士が身近な社会を実現を目指すために企業様に「従業員支援プログラム（EAP）」の導入を推奨させていただいております。ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

弊所のEAPサイト

④当事務所の活動実績 Vol.2

【船井総合研究所の法律事務所研究会合同総会にて「エクセレントローファーム賞」を受賞】

先週土曜日は、船井総合研究所の「法律事務所研究会合同総会（法律事務所経営研究会、企業法務研究会、人身傷害業務研究会、相続遺言業務研究会）」が行われましたが、事務所経営の中核となるPMVVを策定するだけでなくこれを所内に浸透させて、開業からわずか8年で県内最大規模の法律事務所にまで成長した点などを評価していただき、全体MVPである「エクセレントローファーム賞」という大変栄誉ある賞を頂くことができました。



弊所では、これからも事務所を支えていただいている所員・依頼者・地域社会の皆様から選ばれ続ける事務所運営を行うことで、地域で一番の総合病院型の法律事務所として100年続く法律事務所を目指して参りたいと思っておりますので、今後も変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

⑤編集後記

今年も早いもので残り1か月と少しになり、本格的に冬が近づいているのを感じますね。12月は仕事納めに忘年会、プライベートではクリスマスの予定が入る人も多く、いつも以上に忙しくなる方も多いのではないのでしょうか。

弊所では、毎年1月に外部会場をお借りして1日かけて経営方針発表会を実施し、事務所のPMVV（パーパス、ミッション、ビジョン、バリュー）とこれに基づく経営計画を社内で共有するとともに、事務所としての今年の目標だけでなく所員個々人の目標発表の機会も設けておりますが、最近はその準備にも追われております。

活動実績にも記載させていただきましたが、今年はずか8年で県内最大規模の法律事務所に成長した点などを評価していただき、船井総合研究所の「法律事務所研究会合同総会」にて「エクセレントローファーム賞」という大変栄誉ある賞を頂くことができましたが、来年も事務所を支えていただいている所員・依頼者・地域社会の皆様から選ばれ続ける事務所運営を行うことで、名実ともに地域で一番の総合病院型の法律事務所目指して参りたいと思っております。

最高のパフォーマンスは最高の準備で決まるという言葉がありますが、弊所でも12月のうちから2024年の準備を進めていくことで来年の更なる飛躍を目指していきたいと思っております。

今月も最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

弁護士法人 宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

関連サイト

山 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人 宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の 相談はこちらから



山 宇都宮の法律事務所による従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける 環境整備サポートのご相談はこちらから



山 宇都宮の弁護士による資金繰り・事業再生相談

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた 資金繰り・事業再生相談はこちらから



弁護士法人
宇都宮東法律事務所
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！

※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)